

清——あるいは二一七世紀中国における一イデオロギー形態と国家

渡辺信一郎

目次 はじめに

- 一 清
- 二 清の社会構造
 - (+) "食祿之家、不与下民争利"
 - (-) 士農工商——四民分業論
- 三 清と國家編成
おわりに

はじめに

"この輩つねに自ら清流と謂えり。よろしくこれを黄河に投じ、濁流たらしむべし"（資治通鑑卷二六五、唐紀昭宣帝天祐二年条）——九〇五年、裴枢以下三〇数人にのぼる貴族達が、朱全忠によって白馬駅で殺害され、黄河の濁流に投げこまれた。この事件は、唐王朝の滅亡とともに門閥貴族の衰亡を象徴するものとして、しばしば言及されてきた。しかし、この事件が象徴するものは、単に貴族という支配層の衰亡だけで

一 清

清の社会的側面を究明してゆくうえで、最も重要な側面をなすのは、物質的欲望に対する士大夫層の態度である。物の領有関係は、たとえそれが個人的主觀に基づくものであっても社会的意味をもたらざるを得ない。以下、この側面を分析することによつて、我々の課題にせまることとしよう。

さて、清儉、清白、清素、清約等として評価される士大夫層の行動の中でも、とりわけ頻繁にでてくるのは、(一)俸禄・賞賜の散施、(二)産業を經營しないこと—“不營産業”、(三)家に余財のないこと—“家無余財”、この三形態である。この三形態は、たがいに独立してでてくる場合もあるが、概ね一つの関連をもつ行為として現われることが多い。矢野主税氏は曹魏期の二〇例を、上田早苗氏は後漢魏晋期の五例をあげてこのことを指摘している⁽²⁾。しかし、後漢魏晋に限らず六朝隋唐期にわたつてこれら的事例は広汎に散見する。管見の及ぶ限りでも、それらは約一〇〇例にのぼる。そこで我々は、先の三形態をそなえた重要な例をとりだし、検討を加えることとしよう。たとえば、晋の盧欽は“忠清高潔にして、産業を營まず、身没するの後、家に庇うところない”い状態であったが、平生“俸俸はこれを親故に散じ、貲産を當ま”なかつた(晋書卷四四本伝)。宋の沈林子も清公勤儉で、賞賜はすべて親族、故旧に散施し、家に余財を蓄えず、一度も生産について言及しなかつたと言われる(宋書卷一〇〇沈約自序)。また梁の徐勉は、高貴の位にあっても産業を當まず、家に蓄積なく、俸禄は親族中の窮乏者に分施したと伝えら

れ、門人故旧がさりげなくそのことに言及した時、“人は子孫に遺すに財をもつてするも、我はこれに遺すに清白をもつてす”と応答している(梁書卷一五本伝)。北周の司馬裔も“性清約にして生業を事とせず、得るところの俸禄、ならびにこれを親戚に散じ、身死する日、家に余財なし”(周書卷六三本伝)と史書は伝える。さらに隋の房彦謙は、家に伝世の資産があつたが、任官中に得た俸禄はすべて親戚朋友に施与したため、家には余計な財産がなかつたと言われ、その子房玄齡に“人はみな禄によつて富むも、我は独り官をもつて貧し。子孫に遺すところは、清白にあるのみ”と明言している(隋書卷六六本伝)。くだつて唐の盧懷慎も“清儉にして産業を營まず、器用服飾に金玉綺文の麗なし。得るところの禄俸、みな時に隨いて分散し、而して家に余蓄なく、妻子匱乏す”(旧唐書卷九八本伝)と伝えられ、その弟や子の奐も清白をもつて知られたと言われる。こうして、清とは、俸禄・賞賜を宗族・旧故に散施し、産業を經營せず、家に余計な財を蓄えず、貧素な生活を旨とすることと規定して差しつかえないほどである。

ところで、これら清の三形態のうち、量的にも顕著なのは、俸禄散施である。清が俸禄と密接な関連をもつことは、西晋の傅子の言葉からも窺える。彼は、官吏の営私を制し、その清を保障する物的条件を厚禄にもとめている(群書治要卷四九傅子「重爵禄」)。劉廙も政治を行なうには官吏を清にするのが最上だとし、その俸禄を厚くし、かわりに員数の削減を提起している(群書治要卷四七劉廙別伝「備政」)。また唐の崔玄暉の母盧氏は、“汝今いながらにして禄俸を食む。榮幸すでに多し。もしそれ忠清なるあたわざれば、何をもつてか天を載き地を履まん

や」と、俸禄以外の収入による母への孝養を誠めている（旧唐書卷九一
本伝）。つまり、清とは俸禄のみによって生活し、支配という精神労働
に専心することである。傅子や劉廙はその保障として厚禄を提起したも
のであろう。曹魏の顏斐や宋の王延之、北魏の游肇などが俸禄にのみ生
活の資を仰いだことによって、清と評価されたのは、けだしこの例であ
る。そうして、士大夫層の唯一の生活の資であるべき俸禄をも散施して
しまうことによって、清はよりその精彩をはなつことになるであろう。
そこに我々は、清の実践理念としての性格を見いだすのである。

話を俸禄散施に移そう。清として評価された士大夫層の財物散施は、
その財源が俸禄、賞賜もしくは封入であり、したがって施与の主体が官
僚であること、また、まれに故人や朋友に及ぶのを除いて、その中核的
対象が宗族親戚であることに特徴づけられている。その直接的影響が及
ぶ範囲は、個々の士大夫の血縁内部を中心として、拡大されても官僚士
大夫層内部（朋友・故旧）に限られている。つまりそれは、本来的には
私的領域をこえない。それ故、俸禄散施が清という評価を受ける場合
も、本来宗族を中心とする官僚層内部におけるそれにすぎない。清はま
た、散施自体に対する称呼ではない。それは、物質に対する潔癖性であ
り、官職にのぞむ根本的態度とされるものであった（『夫清者莅職之
本。僕者持身之基』周書卷三五裴俠伝）。散施は、その一形態として、
士大夫層の官僚としての強固な倫理意識を表白する実践形態をなすので
ある。とは言え、すべての官僚がこの清的実践理念によって行動したこ
とを意味しない。『人はみな祿によつて富む』と述懐した房彥謙の言葉
からも窺えるように、朝廷の官僚層の中に、『財貨を藏匿するものが多

い』（北史卷六七柳敏伝）がゆえに、その清行はひときわ目立つのであ
る。清は、こうして官僚社会と密接な関連をもつてゐることが分かる。
清は官僚士大夫に固有の理念なのであって、本来それ以外の社会に対す
る影響をそれ 자체としてはもち得ないものである。

ところで私は、先に『仁孝』と題する旧稿において、六朝に特徴的な
仁の用例を検討したことがある。^⑤ そこでは、仁は財物施与を主たる内容
とする実践理念であり、具体的には在地の士人、富豪層が自らの經營に
よつて得た家産をもつて、郷里社会救済のために施与することを意味
し、仁孝と熟して、六朝後半期以降、次第に皇帝の性格を規定する理念
に転化してゆくことが述べられた。この仁ととらえられた家産施与と、
清として把握された俸禄散施とは、同じ財物施与という実践行為に対す
る評価でありながら、その財源、主体、対象が全く相違するものである
ことが分かる。仁の主体が在地の士人、富豪層であるのに対し、清のそ
れは官僚士大夫層であり、仁の財源が家産であるのに対し、清のそれは
俸禄賞賜であり、仁の対象が主として異姓を中心とする郷里社会である
のに対し、清のそれは宗族を中心とする官僚社会である。仁的施与と清
的散施とは、六朝期にあつては明確に区別されていたのである。そうし
て仁は、その対象が郷里社会であるが故に社会的影響の広がりをもち、
後には皇帝の性格を規定する理念にまで転化していくのに対し、清は
官僚士大夫層に固有の理念として、仁とは相対的な独自性をいよいよ明
確にしてゆくのである。

ところで、仁や清の根底にある財物施与は、古く春秋末戦国初期にま
で遡つて見ることができる。『列子』（揚朱篇第七）は、宗族をはじめ

として、邑里、一国に及ぶ散施を行なった衛の端木叔の事例を残している。『晏子春秋』巻頭に附して残された劉向『序錄』には、晏嬰が万鍾の禄を食みながら惡衣粗食し、俸禄を親戚朋友に散給したので、斉人から重んぜられたことが伝えられている。また蘇秦も功なったのち、千金を宗族朋友に散施しているし（史記卷六九本伝）、くだって漢の武帝期の宰相であつた公孫弘は布衣を着し、脱粟の飯を食らいながら、その賓客に俸禄を散給したことが伝えられている（史記卷一二二平津公主父列伝）。後者は明らかに晏嬰の故事を襲うたものである。前漢期には、禄賜を九族鄉党に施与した朱邑の例や、その他に楊惲、鄒越、樓護等の例が見られる⁽⁶⁾。これら春秋末から前漢期に至るまでの施与は、概ね宗族を中心とし、場合によつては郷里社会、賓客朋友に及ぶものであり、官僚による施与も富人による施与も、施与一般として仁、清の評価を受けることなく、また截然と区別されてもいい。ただ注意すべきは、財物施与が一つの徳として評価されるようになつたのが、新しい士の階層を生みだした春秋末戦国初期にあつたことである。六朝期の仁、清理念の実態が混然とした形態ではあるが、春秋末に出現したことは記憶しておくべきことである。ともあれ、このような財物施与が、後漢期に入ると、官僚によるものは次第に清という評価を受けるようになる。しかし、後漢初期の清は“少くして黄老を好み、清静寡欲にして、得るところの俸祿は、常にもつて宗族に賑卹し”た任隗の例（後漢書本伝第一）からも分かるように道家的な色彩が濃く、趣をやや異にしている。こうして漢末に至ると、士人・富豪層による郷里社会への施与が、“仁孝前後論争”をへる中で、仁と評価されるようになり、六朝期に至つて仁的施与

と清的散施とは明確に分化するのである⁽⁷⁾。仁と清とは、春秋末戦国期以来の散施に対する伝統的称讚—基層的社會觀念を背景にしつつも、その機能と形態を分化させてゆく。清的行為としての散施は、もはや郷里社会とは直接に対応しない。清は、先述の如く個々の士大夫の族を中心とした官僚世界に限定されてゆくのである。

それとの関連で注意すべきは、先述した徐勉や房彥謙、盧懷慎などの例に見えるように、六朝中期以降、清的觀念が家憲として士大夫の家に継承されるようになることである。劉善明は曰ごろ“家にあっては孝、吏となつては清なるべく、子孫の楷式となれば充分だ”（南史卷四九本伝）と述べ、徐勉は別にその子崧のために残した書で“我が家は世々清廉を旨としてきたから、常に貧素なのだ”（梁書卷二五本伝）と諱めている。裴俠は、九世の族祖裴潛の伝を撰述して裴氏の清公を謳い、後世の子孫がそれを実践することを期待している（北周書卷三五本伝）し、唐の崔祐甫もその“家、清儉礼法をもつて士流の則とな”つたと言われる（旧唐書卷一一九本伝）。このように、六朝末隋唐期になると清白、憲族訓として、世々家や宗族によつて継承されるべきものとされたのである。このことは、清に基づく散施の対象が宗族親戚を対象とするものであったこととも関連するであろう。しかしながら、裴俠の例からも分かるように、ありし日の先祖の清公が回顧、鼓吹されるようになつたことは、清的觀念が一つのまぎり角にきたことを暗示している。一族中歴歴たる裴伯鳳、世彦が裴俠を揶揄したことはその明証である。清的觀念がある家系に継承されるようになつたことは、かくしてその安定化で

あると同時に一種のステロ化を意味するものと考えられる。唐代に入る
と、先述の三形態が類型化すると同時に、それらの行為は清という評価
をともなわなくなつてゆく。更に、九世紀後半に入るとそのような行為
さえほとんど記録にとどめられなくなるのである。このことは、後漢期
から西晋期にかけて形成されてきた清の観念とその基底に存在する物的
財貨の施与を中心とする実践的活動が、六朝末隋唐时期に入つて安定化と
形式化を來たし、唐中期以降衰退していったことを表わすとみてよいで
ある。では、俸禄散施を基底とする清的実践理念のこのようない生成、
発展、消滅の軌跡は、如何なる条件の変化に基づくのであろうか。それ
は清自体の中からは求められない。それは、まず清的理念が機能する士
大夫層の社會観念の構造の中に清を位置づけることによつて明らかにし
得ると思われる。それはまた、本来私的な家を中心として官僚社会に限
定された独自の理念としての清が、そのことによつてかえつて公的性格
を帯びるという一見矛盾した事態にも一定の歴史的照明を与えるであろ
う。

二 清の社會構造

(一) "食祿之家、不与下民争利"

我々は、まず清とその背景にある士大夫の社會認識とを媒介する事象
として、"祿を食むの家、下民と利を争わず" という言葉に注目した
い。当時の士大夫層の貧困と俸禄のみによつて生活し "下民と利を争わ
ず" という彼らの主張にまず注目したのは、矢野主税氏である。⁽¹⁰⁾ 矢野氏
は、これらの事実をもつて当時の士大夫層を國家権力に寄生するものと

清——あるいは二十七世紀中国における一イデオロギー形態と国家

して理解された。⁽¹¹⁾ 矢野氏の近著は、当時の官僚層が俸禄生活者であり、
形式的には国家財政に依存していることをあますところなく実証してい
る。しかし、国家財政への依存がただちに寄生を意味するであろうか。
寄生官僚論の立場からは、清と評価された人々がなぜ俸禄にしがみつか
ずにあえて俸禄を散施するのか説明し得ないのである。また "不与下民
争利" を "天子から百官に及ぶすべての「支配者の論理」" (矢野二四
七頁)、就中 "寄生官僚制の論理" (矢野二八四頁) として、矢野氏は
理解された。「支配者の論理」とする点についてはほぼ同意し得る。し
かし、そこに皇帝を含み得るかは疑問である。"寄生官僚の論理" とし
て理解することについては、まして疑問である。矢野氏は "食祿之家、
不与下民争利" を独立の論理として理解されたかの如くである。しか
し、この論理には食祿の家と下民(百姓)とを対立してとらえているよ
うに、その背景に当時の社會構造に対する士大夫層のある認識が横たわ
っている。このことを理解しなければ、この理念の充分な把握は不可能
であろう。我々はまず、清との関連を手がかりとして "不与下民争利"
の具体的意味、機能を検討することを通じて、矢野氏の所論に対する疑
問の根拠を明らかにしてゆきたい。

江秉之の例にまず注目しよう。彼は郡守を歴任したが、その政治は簡
約をもつて称えられ、受領した俸禄はすべて親戚故人に散施したため、
妻子は常に飢寒にせまられた。そこで、ある人が農業經營を勧めたとこ
ろ、秉之は色を正して "食祿の家あに農人と利を競わんや" と峻拒して
いる(宋書卷二九良吏伝本伝)。彼の散施は清と評価されていないが、
当然清とみなされて然るべきであり、ここでは農民と利を争わぬことと

一連の行為として画かれている。また、唐の尹知章も家人の産業に一度も言及したことがなかつたが、その子が樵米を売つて折節の費用にあてようと申し出た時、"汝が言うところのごとくすれば、すなわち下人何をもつてか資を取らん。吾さいわいに禄を食む。よろしくその利を奪うべからず"と拒否している（旧唐書卷一八九儒林伝本伝）。さらに、後漢の宋弘は租俸を九族に分散し、家に資産がなかつたので、その清行をたたえられたが（後漢書本伝第一六）、ある時俸禄として受領した塩を諸生に売らせたところ、諸生が安く売らなかつたので、怒つた彼は塩を賤売し、民と利を争わなかつたことが伝えられている（太平御覽卷四二五所引東觀漢記）。これらの事例は、清的行為が"不与下民争利"と深く関連することを示している。一体、俸禄によつて生活するものが百姓と利を争うべきでないという観念は、清の第二形態たる"産業を営まず"と表裏一体の関係にあるものである。顧覲之とともに宋代にならぶものない清約を謳われた孔顥は、"頗る産業を営んだ"弟と従弟に対し、"汝らかたじけなくも士流に預る。何ぞ東に還るに賈客となるにいたらんや"ときびしく諫めている（宋書卷八四本伝）。士大夫が商人と利を争うことに対する諫めとみてよいであろう。"産業を営まず"が清の主要な一形態であったように、"食祿之家、不与下民争利"もまたその一形態たらざるを得ない。

ところで、"食祿之家、不与下民争利"という理念は、史記卷一〇九

循吏列伝に見える魯の穆公の相、公儀休の例を嚆矢とする。彼は相となるや禄を食む者が下民と利を争わぬようしむけ、自らその園地に栽培された美味なる蔬菜を抜去させ、好品質の布を織りだす家婦を出し、織機

をつぶさせた。この"拔園葵出家婦"の故事は、"不与下民争利"を象徴する成語として、漢唐期を通じてたびたび引用された。清白を矜持したかの徐勉も産業經營を勧められた時この成語を引用して自らの立場を表明している（梁書本伝）。また、多くの高官が産業經營にいそしむのに対し、ただ独り經營するところなく、守園人によつてもたらされた蔬菜販売のわずかな収益をも、百姓の利を奪うものとして峻拒した柳元景の例も、この故事をふまえたふしがある（宋書卷七七本伝）。この故事はまた、皇太子による西園經營に対する批判や（晋書卷五六江統伝）、"万乘の主が、その果菜を鬻ぐ"ことに対する批判（旧唐書卷五七蘇世長伝）の論拠として、士大夫層によつて引用されている。このことは、"食祿之家、不与下民争利"が、官僚の産業經營に対してのみならず、皇帝王侯のそれに対する批判の論理でもあつたことを示している。矢野氏が引用された朱暉による均輸法復活批判もまた、皇帝の商業行為に対する士大夫からの批判であった（後漢書本伝第三三）。こうして、"食祿之家、不与下民争利"は、官僚、国家の産業經營に対する士大夫の批判の論理としての機能をもつていたことが分かる。この論理が、皇帝自らを律するものとして使用された例のないことは、皇帝王侯がそこからは除外された存在であることを示している。"食祿之家、不与下民争利"が先述の如く清の一形態であるからには、それは、本来士大夫に固有の理念たらざるを得ない。

さて、"食祿之家、不与下民争利"という士大夫層の理念も、公儀休の例から財物賜与とは別個に起源をもちながら、戦国初期に発生したものであることが分かつた。前漢期には、この理念はまだ清的観念と結び

ついていない。清との結合作は、別個の史料によつてではあるが後漢の宋弘の例を初見とする。これは、俸禄散施が清と評価されるようになつた時期とほぼ一致している。かくして、春秋末戦国初期に別個に発生した俸禄散施と“不當産業—食祿之家、不与下民争利”とが、後漢に至つて清的観念のもとに士大夫層の実践理念として結合統一され始めたことが分かるのである。

ところで、“不与下民争利”的下民とは何を指すのであらうか。この点こそ、清が機能する士大夫層の社会認識の構造を明らかにしてゆく鍵なのである。下民は百姓と置きかえられる場合もある（三国志卷二七王昶伝、同卷四七孫權伝黃武四年条裴注所引吳書等）。また、先掲の江秉之の例のように農民を指す場合もある。では、下民百姓は農民だけを指すものであるか。否である。元魏の高允が恭宗を諫めた言葉には“私田を營立し鷄犬を畜養し、すなわち市廓に販酤し民と利を争うに至る（魏書卷四八本伝）”とあって、そこでは民の中に市廓—賈人が含まれている。宋弘や孔顎の例から見ても、産業の中には商業が含まれていることは明白である。下民は農民商賈を含むものであった。このことを一層明確にするのが晋の江統の言葉である。彼は“士農工商、四業雜らず。交易して退き、有無を通ずるは庶人の業なり”と指摘し、公儀休の例を引いたうえ“祿を食む者貧賤の人と利を争わざるなり”と論じている（晋書卷五六本伝）。この議論に明らかに、下民とは庶人であり、農工商を、とりわけそこでは商人を表わしている。つまり、祿を食む士は、支配という精神労働者として、農工商の諸産業部門と明確に対立、相対されている。かくして、“食祿之家、不与下民争利”的背景には、

社会を四民分業の観点から把握する士大夫層の社会認識の存在することが分かつた。では、四分民業とは何か。そうしてその中で機能する清的観念の歴史的特質は何か。話を四民分業論に移そう。

(2) 士農工商—四民分業論

士大夫層の社会認識が四民分業論に基づくものであつたことを、前節では“食祿之家、不与下民争利”的検討を通じて明らかにした。かかる社会認識の特質を考える上で重要なのは、漢末の徐幹『中論』の一節である。彼は言う。そのかみ中国の富民や工商の家では、多い場合は一〇〇人を、少い場合でも一〇人を越える奴婢を使役したものだが、それは先王が礼を制定した意図ではない。“國”には士農工商の四民があり、たがいに干渉せず、士は精神を働く（勞心）、農工商は肉体を働く（労力）ものであり、精神を働くのが君子であり、肉体を働くのが小人である。君子は人を支配し、小人は人に支配されるものであり、小人は君子を養い、君子は小人に養われるもので、これが“百王の達義”である。ところが現実は、徳もなく支配されるべき富民が奴婢を目やあごで役使して自ら体を働く（勞役）など、かえって士大夫が貧困で自ら家事にあたり、労役に従事する奴婢にさえことかくありさまである。

この情況を是正するために、斗食佐吏以上、王侯にいたる支配者だけに奴婢蓄積を許し、農工商には許さぬよう、彼は提言するのである（群書治要卷四六）。かかる提言が実行されなかつたことは、事實に照して明らかである。だが、ここで注意すべきは、その社会のとらえ方である。彼は社会の構成員をまず“國”的構成員である士農工商の四民と、そこに組みこまれず常に役使の対象となる奴婢とに分類している。更に

“國”の構成員を精神労働＝君子＝支配者たる士と、肉体労働＝小人＝被治者たる農工商に分類し、それを“先王制礼の意”“百王の達義”とみなすことによって、士たるもの支配の正当性を彼は確認しようとしているのである。この“國”的構成員の分類基準が、我々の言葉で言えば、労働的社会的分割－社会的分業にあることはきわめて明白である。また奴婢を蓄積する富民が我々の言葉で言えば富豪層にあたり、支配者たる士大夫層とは截然と区別されていることにも注意すべきであろう。

晋の傅玄も次のように述べている。先王は士農工商を分かち、国を治め政治を行なったが、四民それぞれにその生業を専一ならしめ、その任務を区別させたものだ。ところが、漢魏以来その分が明確でなく、百官の子弟は経業にはげまず、いながらにして天禄をむさぼり、一方農工の業は放棄されて商業の末利に走るものが多い。そこで、天下を通計して士農工商の人数を規定し、それぞれにその職務を果たさしめるよう提言している(晋書卷四七本伝、通典卷一四)。この提言は武帝の納れるところとなつたが、結局は実施されなかつたらしい。しかし重要なのは、やはりその社会認識である。彼は、先王の“分數の法”によつて社会を士農工商に分け、その人数と職務とを固定することを前提に、農業部門を振興し商業部門を抑制することを通じて、儒を尊び経藝を修得する士の支配者としての正当性を主張しているのである。このような社会的分業に基づく社会論は、漢末から西晋期にかけてとりわけ頻繁に見られるが、北朝期には具体的な政策にも関連してくる。なかでも顯著なのは、洛陽への遷都にあたつての韓顯宗の上書である。彼は、古の聖王はかならず四民を異居せしめ、その生業を安定させ、志向を専一ならしめた。太祖

道武帝の時には創業の始めて時間的な余裕もなかつたが、なお士庶を区別して雜居させず、伎作(工人藝人)や屠沽(商賈)にはそれぞれ居処が定まつていた。ただ禁令を設けなかつたので住居の売買がかつてに行なわれ、雜居するようになつたとし、『國語』齊語に見えるような四民異居の制の復活を説いている(魏書卷六〇韓麒麟伝)。この上書は孝文帝に高く評価されたと伝えられるが、完全な四民異居が行なわれたとは考えられない。ただ、道武帝の頃には四民異居が行なわれていたらしいことは重要である。また『洛陽伽藍記』卷四城西は、洛陽大市の東に通商里・達貨里があり、里内の人はすべて工巧屠販(工商)を生業としていたことや、同じく大市の南に調音里・樂律里があつて、里内の人々が絲竹謳歌し、天下の妙伎(伎作)はそこからでたものであることを述べている。韓顯宗の上書が、完全にではないにしても、洛陽都城制の計画の中で大きな比重を占めたことが分かる。そうしてそれは、隋唐の長安都城制にもうけつがれてゆくのである。

ところで、士と庶との区別は、六朝貴族制の具体的特徴をなすものとして、古くから身分論的觀点に立つて研究されてきた。⁽¹⁵⁾しかし、それを精神労働＝支配者と肉体労働＝被治者との対立としてとらえられたことはあまりなかつたようだ。ただ大事なことは、精神労働と肉体労働の対立一般ではない。究明さるべきは、六朝期において精神労働がなぜ肉体労働を支配すべきものと認識されたのか、その具体的関連である。その点で、庶が農工商に分類されたことは重要である。これは一体何を意味するのか。そこで注意したいのは先述の傅玄の言葉である。彼は、農工民が生業をして商業に走ることを述べ、この情況を解決するため

四民分業の明確化と農業を貴び商業を抑制することを主張した。それは、明らかに商業に対する農民の保護を基本としている。また“兼併”に対する曹魏の文穎の解釈も重要である。彼はそれを“禄を食む家が産業を営んで小民の利益を兼取しないことであり、商人が富むとはいへ、さらに田宅を蓄え、小作庸客を使って農業を兼営しないことだ”と理解している。この解釈は『漢書』卷六武帝紀元狩六年の詔勅に付されたものであるが、引用者の顏師古はこれを適解とはみなしていない。ここで問題になるのは、“兼併”的解釈の当否ではない。食禄の家—士が、他の産業部門に手を出すこと、商人が農業部門を兼営することを“兼併”と理解した事実そのものである。この解釈の背景には、明らかに“食禄之家、不与下民争利”と四民分業論とが横たわっている。そして、その基調は、傅玄の上書と同様、他の産業部門とりわけ商業の侵奪からの農業部門の保護にあると見なしてよいだろう。さらに、黃香の引いた田令——“商者不農”（後漢書文苑伝第七〇上）から、漢代には商人が農業を経営し得なかつたことが分かるし、後漢期には民に二業を禁ずることも法令化されていたことが知られている（後漢書桓譚伝第一八上）。これらの法令も、民をとりわけ商業部門と農業部門とに分類し、後者を前者から保護しようとしたものである。こうした農業労働部門の保護政策は、さらに進んで商工業者の仕進を禁じ、政権参加を制限するまでに至る。すでに漢初においても商人は仕進し得ないという規定が存在した（史記卷三〇平準書等）。しかし漢代にあっては、武帝期に桑公羊など商人出身の大官がまま見られ、このような規定がどれほど有効であったか疑わしいふしもある。六朝期にはこのような法令があつたかどうか

不明である。商人出身の官僚もまま見られた。ただ、六朝期には士庶の区別がきびしく、商人の官僚化はこの観点から大いに非とされた。一例をあげよう。前秦苻堅の統治期に、商人あがりの趙擾ら数名がその富にものを言わせて王国の卿に任用されたことがある。この時、黃門侍郎程憲は彼らが商人であることを指摘し、“よろしく典法を肅明し清濁を顕分すべ”きであるとして、その任官を止めさせたと伝えられる（晋書卷一一三苻堅載記）。そこには、士人を清とし商人を濁とする分の思想と清の観念が機能している。また、唐の顏師古が富商大賈を仕進させた時、“清論の許すところとなら”ず、左遷されたことも（旧唐書卷七三本伝）、この例にあたるだろう。^⑫

このように見てくるならば、士=精神労働と庶=肉体労働との対立の前提条件には、庶内部の対立、すなわち農業労働部門と商業、手工業部門との対立のあつたことが分かる。この対立の基礎には、基幹産業である農業部門が、他の労働部門とりわけ商業部門からの侵奪に対するだけの生産力的基礎をもたなかつたことがあげられよう。このような生産労働部門内部における社会対立は、そのまま放置すれば、やがて農業の荒廃とともに社会の自滅をもたらすであろう。一体、社会的分業には、労働者たちが互に独立して相対し、彼らの生産物が諸商品として交換を通り、互に関係しあうこと、換言すれば自立した私的所有者としての労働者たちが相互に関係しあうことが前提されている。自立した小經營とはみなし得ない広汎な小農民経営を基礎とする六朝社会^⑬は、この前提を欠如している。この前提をみたすためには、農業は国家のもとに保護、把握され、商工業はその活動を社会的に抑制されねばならない。こうし

て、各生産労働部門間の利害対立を調整し、とりわけ商業部門を抑制し、彼らの政権参加をも排除しながら農業部門を保護振興することが、社会的に要請されてくる。この社会的要請に応えうるものは、農工商ではあり得ない。社会的に分裂した農工商の生産労働全体とはもはや一致しない別の人間集団を必要とする。彼らこそ官僚であり、とりわけ士大夫層であった。彼らがその立場を全うするには、彼ら自身他の生産労働に手を染めることは許されない。こうして出てくるのが、明確な四民分業に基づく社会の固定化であり、『食祿之家、不与下民争利』——『不營產業』であった。彼らは俸禄によつてのみ生活し、支配という精神労働にのみ専心しなければならない。そして、唯一のかてである俸禄をも散施することによつて、その立場はいよいよ鮮明になるであろう。こうした士大夫層の立場を統一的に表現するのが清の觀念なのであつた。農業が未曾有の荒廃に陥り、游民・流民が輩出した漢末三国期に（たとえば後漢書仲長統伝第三九に引く『昌言』理乱・損益両篇を見よ）清的觀念が確立してくるのも故なしとしないのである。彼らは、清を自らに固有の理念として固執することによつてのみ、彼らの支配の正当性を検証し、その公的性格を明らかにし得た。この意味において言えば、清こそは士大夫層の自己了解のイデオロギーに他ならない。

六朝期に分の觀点を基礎とする四民分業論的社會認識をもつた士大夫層は、隋代に入ると、単に自らの階層の理念としてのみならず、國家の法制にその理念を実現させてゆく。五八七（開皇七）年には、諸州から歳ごとに三人を貢挙させることが始まるが、五九六（同一六）年には、『工商に制して進仕するを得ざらしめ』た（隋書卷二高祖紀）。隋代には、工商に従事する人々を官界から法制的にもしめだしあげたのである。このことは唐に入つても引きつがれる。『旧唐書』卷四八食貨志は、六二四（武徳七）年に始めて律令が制定されたことを述べ、『士農工商、四人業を各々、禄を食むの家、下人と利を争うを得ず。工商雜類、土伍に預るを得ず。』とその内容を伝えている。こうして唐に入るとの根本法典たる律令に、四民分業を基礎とし、食祿の家が下民（農工商）と利を争わないこと、及び商工雜類が仕進し得ないことを明記するに至るのである。そこには、後漢期以来の士大夫層の諸理念がみごと

は、荀子が最初である。⁽¹⁶⁾我々は、さしあたり六朝期の分の觀点に基づ

に統一されている。この所謂武徳七年令は、裴寂、蕭瑀らに勅して、『概ね開皇令を基準として』編纂されたものであるから（旧唐書卷五〇刑法志）、このような規定は、すでに隋代にもあったと考えられる。

ところで、『唐六典』卷二吏部尚書条には、『本人および同居大功以上の親者が、自ら工商に従事するか、その家が工商の業を専業とする場合は、みな入仕できない』とする規定が見える。また『唐六典』卷三戸部尚書条では、『天下の四民を弁別し、各おのをしてその生業を専らにせしめよ。およそ文武を習学するものを士となし、力をつくして耕桑するものを農となし、工作貿易するものを工となし、屠沽興販する者を商となす。工商の家は士流にあずかるを得ず、禄を食むの人、下民の利を奪うを得ず』と記されている。武徳七年令よりさらに具体的な内容を記すこの二条は、開元七年令、同二五年令の逸文とされるものだが、とりわけ後者が戸令に位置づけられていることは重要である。⁽¹⁵⁾これは、戸籍が編成運用される場合、士農工商が明瞭に区別されたことを表わしている。

『隋書』卷六六李諤伝には、街道に臨んで建てられた邸店業者は帰農させるべきだが、なお旧業に従事したいものについては、各州県で市籍に編付すべきであるとする蘇威の議論と、『士農工商四民には生業があり、各おののきまつたところにおちつくものだが、逆旅（邸店）と旗亭（市）とは由来性質が異なるものであつて、ひとしなみに市籍に編付する』のは、理としてよろしくないとする李諤の反駁を伝えている。これは、少なくとも『市』を活動の場とする商人が市籍に編付されたことを示している。また、『文苑英華』卷五三〇所載の「対避市籍判」、「対率家屬籍名田判」や劉禹錫の「観市」（劉夢得文集卷二五）等にも市籍

の語があり、工商に従事する人々は、漢代同様、農民の戸籍とは別に編戸されたことが分かる。「対率家屬籍名田判」では、商人が農地を購入することを禁止しており、その場合、市籍の有無が重要な争点となっている。これは、市籍による商工業者の編戸が崇本抑末を制度的に保障するものであることを示している。こうして隋唐期に入ると、律令条文の中で明確に四民分業が規定され、それぞれが系統を異にする編戸によって統治されていたことが分かる。これらの事態は、明らかに隋唐期の国家成員＝良民が社会的分業の原則に基づいて政治的に編成されていたことを物語っている。では、この社会的分業に基づく律令制的国家編成の本質は何か。律令法は、社会の成員を国家成員たる良民と非国家成員たる賤人一部曲奴婢とに分類し、この国家体制がまず第一に賤人一部曲奴婢に対する良民の抑圧機構であることを表示している。さらに、国家成員たる良民を士農工商に分け、工商民を農民とは異なる市籍に編戸し、彼らから政権参加権を奪い、農地の購入経営を抑制することを通じて、この国家編成が、農民に対する商工階層の侵奪を抑制し、農業を基礎とする社会の再生産を保障することを明示している。そして、かかる農工商の利害対立を調整抑止する精神労働として士官僚を位置づけることによって、農民を直接的な支配－収奪対象とする隋唐律令国家の支配の正当性を確認しようとするものなのである。四民分業論に基づく国家編成は、相対的に生産力的基礎の弱い農業部門を直接的支配基盤とする隋唐期に特有の歴史的支配体制なのであった。

した徐幹の社会論がみごとに体制化されている。また律令条文には、士大夫層の形成してきた様々な理念——“食祿之家、不与下民争利”、四民分業論、商工不仕一が制度としてみごとに統一されている。そして、それらを現実に機能せしめるのが清の実践理念であり、それを具体的に運用してゆくのが清の実践理念を自らの階層に固有の理念とする士大夫達であった。商工雜類の徒である王長通、白明達が朝班にあつたのを、¹⁵⁾ “化を致すの道、賢を求め官を審かにするにあり、政を為^{おさむ}るの基、清をあげ濁を激するにあり”として、彼らを“士伍に預”らせないように上疏し、太宗を同意せしめた馬周の例はその一典型である（旧唐書卷七四本伝）。かかる意味において言えば、六朝隋唐期の官僚層一般を、一概に寄生官僚として性格規定することには躊躇されるのである。確かに彼らは俸禄をそなへとしていた。それを寄生というのであれば、正しく彼らは国家財政に寄生している。しかし、彼らの一部は、本源的には同一の社会的背景から生じてきたものであるが、“仁孝”を一つの支配理念とするこの時期の皇帝とは異なった独自のイデオロギー——清をもち、それを法制化し運用してゆく政治的自立性をもつものであった。

“民と利を争わず”は、自らを律する理念であると同時に、皇帝王侯の當利に対する士大夫層の批判の論理でもあった。約言すれば、皇帝とは當利に対する士大夫層の批判の論理でもあった。約言すれば、皇帝とは相対的に独自な政治的自立性をもつ一つの支配階層なのであって、この限りにおいて言えば、六朝隋唐期の士大夫層は、皇帝との「共同支配者」として位置づける方が妥当なのではあるまいか。

おわりに

六朝隋唐期の士大夫理念たる清の主要な側面として、宗族故旧に対する俸禄の散施、“不営産業”、“家無余財”という実践的行為があつた。このあい関連する行為のうちとりわけ重要なのは前二者である。俸禄散施の原形は、古く春秋末戦国期に見られ、また“不営産業”と密接に関連する“食祿之家、不与下民争利”も戦国初の公儀休の故事に基づくものであつた。これらの実践行為は、こうして個別に出現したものであつたが、後漢期に至り、士大夫層の実践理念として清という観念のもとに統一的に把握されるようになる。またこれとは別に、戦国期には社会を士農工商の四民分業において把握する社会論が形成される。荀子によつて大成された、王を統括者とするこの社会認識は、後漢末三国期に至つて、士大夫層を中心に彼ら独自の清的理念の機能する社会論として再形成される。このような社会構造論を背景にもつ清的理念が成立する基底には、後漢末の未曾有の農業危機と政治変動が一方にあり、これに対しても、士大夫層を中心とした仁的施与、“仁孝”前後論争¹⁶⁾を媒介として形成されてくる新たな士人層の出現があつた。こうして、後漢末から西晋期にかけて形を整えてくる清的理念は、六朝期をして、後漢末から西晋期にかけて形を整えてくる清的理念は、六朝期をへて隋唐期に入るとその基本法典たる律令の中にとりこまれ、國家編成の原則として位置づけられる。そこでは、社会的分業がその編成基準となり、商工民は良民でありますながら市籍に編付され、政権参加を原則的に拒否されていた。このことは、隋唐律令体制が生産労働部門——農工商間ににおける利害対立を調整し、とりわけ商業を抑制し社会の基幹産業たる農業部門を保護することによって社会を再生産してゆく体制であることを示している。この社会内部の対立を調整するという公共機能を通じ

て、隋唐国家の支配の正当性を体現したのが士大夫層であり、その実践的イデオロギーが清なのであつた。

しかしながら、清のイデオロギーは、八、九世紀を境に急速に衰退してゆく、実践を伴なう清の用例は、この時期に急激に減少してゆく。すでに“咸亨・垂拱（高宗・則天武后）の後淳風ようやく替り”、“吏を選び人を擧ぐること浮濫に涉り”、かくて“清白もて己を潔くする者ここに絶”えたと畢構は指摘している（旧唐書卷一〇〇本伝）。また七九（大曆一四）年の令などからも窺えるように、“王公百官および天下の長吏に令して、民と利を争うを得ることながらしむ”と皇帝がたびたび諒勅している（唐会要卷八六 市）。なかでも注目すべきは、八四五（会昌五）年の「南郊赦文」（文苑英華卷四二九）である。そこでは“古えは、受禄の家、禄を食むのみ。人と業を争わず。然るのち利均あまねく布し、人家ごとに足るべし”と漢の董仲舒の対策文（漢書卷五六本伝）を引用し、朝列衣冠の嘗利を禁断している。そこでは、“古えは”と“不与民争利”が回顧の対象とされると同時に、皇帝が官僚層の嘗利を規制する論理となつていて。このことは、かつて自らの嘗利を規制し、皇帝王侯の嘗利をも批判する士大夫層のイデオロギーであつた“不与下民争利”が、もはや士大夫層に固有のものではなくなつたことを明示している。

一方、この時期の農業を広汎に担つた小農民階層は、六朝後半期から

次第にその生産力基盤を拡大してくる。⁽³⁰⁾二代にわたる日傭から身を起

し、小商いを媒介に数十畝所有の小農になりあがつた劉宋の郭原平の例を嚆矢として（宋書卷九一孝義伝）、唐後半期に至ると大沢正昭氏が指

清——あるいは一一七世紀中国における一イデオロギー形態と國家

摘したように、流通を媒介しながら小農民層が自立してくる。⁽³¹⁾この時期にはまた、加藤繁氏や日野開三郎氏が詳細に究明されたことと、国家統制に基づく市制がくずれ、草市の発達にみられるように、商工階層の発展と農民的流通が展開していく。⁽³²⁾こうして、旧来の社会的分業のあり方が変貌してくるとともに、律令体制は崩壊し、兩税法、專賣を基礎とする国家体制が出現する。この体制の特徴は何であったか。兩税法は、主客戸一戸等制をその基礎とするものであった。⁽³³⁾国家の成員は、農工商をとわず、すべてその資産の有無多寡、經營規模による戸等をもつて編成されたのである。その特質は、言うまでもなく国家編成の原則が所有を基礎としているところにある。こうして、唐宋変革の主要な側面が浮びあがる。社会的分業に基づく国家編成から所有を基礎とする国家編成への転化。⁽³⁴⁾そこには、小農民による自らの労働に基づく事實上の私的所有の發展と社会的分業の構造変化が横たわっている。六朝隋唐期の官僚士大夫層は、各労働部門間の対立を調整し農業部門を保護育成するところに自らの支配の正当性の基礎をもつていて。しかしそれは、農業部門の發展をもたらすとともに、やがて社会構造の変化をもたらし、彼らの支配の基礎を崩壊させざるを得ないものであつた。かくて、この変化を背景として士大夫層の清的観念は、隋唐律令制的国家編成のイデオロギー的支柱としての位置を失ない、その支配の正当性の根拠を喪失してゆく。清流は、こうして濁流の中に消えたのである。

① 上田早苗「貴族的官制の成立——清官の由來とその性格——」（『中国中世史研究』一九七〇年）

② 矢野主税『門閥社会成立史』序章「門閥貴族の系譜試論」(1931頁1—37頁 一九七一年)。また、谷川道雄氏は、北周期の例をあげて、当時の士大夫の生活態度を指摘している(『中国中世社会と共同体』第Ⅲ部第二章「西魏『六条詔書』における士大夫倫理」一九七六年)。

③ 以下、後漢から唐までの事例を列挙する。括弧中のA B C Dの記号は、それぞれA 散施俸禄、B 不當産業、C 家無余財、D 仰俸而已'を表わし、清行、節儉などは、A B C Dの行為に対する評価を表わす言葉である。出典卷数の下にある数字は、中華書局版標点本二四史の頁数を記したものである。ついて参照されたい。

- (1) 寇恂 (A) 後漢書列伝六—626 (2) 祭遵 (A 廉約) 後漢書列伝一〇—741
- (3) 任隗 (A 清靜) 後漢書列伝一〇—753 (4) 賚固 (A 謙儉) 後漢書列伝一三—811 (5) 伏湛 (A) 後漢書列伝一六—893 (6) 宋弘 (AC 清行) 後漢書列伝一六—904 (7) 韋彪 (AC 清儉) 後漢書列伝一六—920 (8) 宣秉 (AC 節約) 後漢書列伝一七—928 (9) 虞延 (C 清貧) 後漢書列伝一三—1114
- (10) 張奮 (A 節儉) 後漢書列伝二五—1198 (11) 朱穆 (C 忠清) 後漢書列伝三三—1473 (12) 崔瑗 (BC 清) 後漢書列伝四一—1724 (13) 荀恁 (A 清節) 後漢書列伝四三—1740 (14) 楊震 (B 清白) 後漢書列伝四五—1760
- (15) 夏侯惇 (AB 清儉) 三国志九—268 (16) 李豐 (ABC 清白) 三国志九—301 (注引魏略) (17) 荀彧 (AC 節儉) 三国志一〇—316 (18) 袁涣 (AB C 清) 三国志一—335 (19) 国淵 (A 恭儉) 三国志一—340 (20) 毛玠 (AC 儉) 三国志一—375 (21) 鮑勛 (AC 廉) 三国志一—386 (22) 華歆 (AC 清貧) 三国志一—403 (23) 顏斐 (D 清正) 三国志一六—513
- (注引魏略) (24) 滿寵 (BC 清儉) 三国志一六—725 (25) 田豫 (AC 清儉) 三国志二六—729 (26) 徐邈 (ABC 忠清) 三国志二七—740 (27) 胡質 (AC 清行) 三国志二七—742・743 (28) 王基 (BC 清素) 三国志二七—756 (29) 董和 (C 清約) 三国志三九—979 (30) 頭巴 (B 清儉) 三国志三九—981 (31) 姜維 (C 清素) 三国志四四—1068 (32) 鄭玄 (BC 素儉) 三国志四五—1073 (33) 羊祜 (AC 清儉) 新書三四—1021 (34) 王沈 (B 清儉) 晉書三九—1146 (35) 魏舒 (AC 清素) 晉書四一—1187 (36) 李寔 (C 清素)

- (37) 劉寔 (A 清潔) 晉書四五—1197 (38) 丁壽 (A 儉約) 晉書四三—1228 (39) 李胤 (C 清儉) 晉書四五—1254 (40) 虞欽 (ABC 清貧) 晉書四五—1255 (41) 華恒 (C 清素) 晉書四五—1263 (42) 阮放 (B 清約) 晉書四五—1367 (43) 劉超 (C 清苦) 晉書七〇—1875 (44) 庚冰 (C 清慎) 晉書七三—1930 (45) 吳隱之 (AC 清儉) 晉書九〇—2342 (46) 陽羆 (AC 清貞) 晉書一一—2868 (47) 皇甫真 (B 清儉) 晉書一一—2861 (48) 向靖 (B 儉約) 宋書四五—1374 (49) 劉懷慎 (AC) 宋書四五—1377 (50) 羊玄保 (B 廉素) 宋書五四—1377 (51) 1536 (52) 藏叢 (A 沖約) 宋書五五—1546 (53) 顏延之 (B 清約) 宋書七三—1902 (54) 沈林子 (ABC 清公) 宋書一〇〇—2458 (55) 張緒 (A 清淡) 南齊書三三—602 (56) 張弘策 (A 清貞) 梁書一一—208 (57) 韋叡 (AC) 梁書一一—225 (58) 范雲 (AC 廉潔) 梁書一一—232 (59) 任昉 (AB 清潔) 梁書一四—254 (60) 張稷 (AC 率素) 梁書一六—272 (61) 蕭恢 (A 清白) 梁書一一—352 (62) 徐勉 (ABC 清白) 梁書一五—383 (63) 夏侯亶 (AB 儉率) 梁書一八—420 (64) 裴子野 (A) 梁書三〇—444 (65) 孔奐 (A 清白) 陳書二一—285 (66) 徐陵 (AB 清簡) 陳書二六—334 (67) 姚察 (ABC 清潔) 陳書二七—353 (68) 陸瓊 (AC 謙儉) 陳書三〇—397 (69) 劉秀之 (C 清潔) 南史一五—432 (70) 王延之 (D 清貧) 南史二四—653 (71) 劉善明 (A 清節) 南史四九—1231 (72) 吉士贍 (BC 清約) 南史五五—1363 (73) 蘆義僖 (B 清儉) 魏書四七—1054 (74) 游肇 (D 清貧) 魏書五五—1218 (75) 程駿 (A 清慎) 魏書六〇—1349 (76) 張耀 (A 節儉) 北齊書二五—362 (77) 蘇綽 (BC 儉素) 周書二三—394 (78) 蔡祐 (AC 節儉) 周書二七—445 (79) 司馬睿 (ABC 清約) 周書二二—646 (80) 房彥謙 (AC 清白) 隋書六六—1566 (81) 王龍 (BC 清潔) 北史六一—2204 (82) 韋孝寬 (A) 北史六四—2268 (83) 唐永 (C 清廉) 北史六七—2354 (84) 唐瑾 (AC) 北史六七—2356 (85) 陸通 (AC 清慎) 北史六九—2393 (86) 奚襲 (A) 旧唐書五九—2332 (87) 李百藥 (A) 旧唐書七一—2577 (88) 劉德威 (A) 旧唐書七七—2677 (89) 劉禕之 (A) 旧唐書八七—2847 (90) 蘇頌 (AC 廉儉) 旧唐書八八—2881 (91) 韋抗 (B 清儉) 旧唐書九一—2963 (92) 蘆懷慎 (ABC 清儉) 旧唐書九

八—3069 83 李元紘 (A C 清儉) 旧唐書九八—3075 94 張鎬 (B 清廉)

旧唐書一一—3328 95 裴向 (A) 旧唐書一一三—3357 96 楊綰 (A B) 旧唐書一九—3435 97 柳識 (B 節儉) 旧唐書一一五—3555 98 韓滉 (B 清儉) 旧唐書一二九—3603 99 李勉 (A C 清廉) 旧唐書一三一—3636 100

趙憬 (B 清儉) 旧唐書一三八—3779 101 鄭余慶 (A 清儉) 旧唐書一五八—4166

注③②⑦⑩⑪参考。

⑤ 「『上孝』—あるいは二—七世紀中国における一イデオロギー形態と国家—」(『史林』六一卷二号 一九七八年)

⑥ 漢書卷八九循吏伝朱邑伝に、

身為列卿。居處儉節。祿賜以共九族鄉党。家無余財。

漢書卷六六楊敞伝に、

初憚受父財五百万。及身封侯。皆以分宗族。

漢書卷七二鮑宣伝に、

(郁) 越散其先人誓千余万。以分施九族州里。

漢書卷九二樓護伝に、

上書求上先人家。因会宗族故人。各以親疏與束帛。一日散百金之費。

⑦ 後漢期には、注③で列举した俸禄散施以外に、自己の家産の施与の例が見られる。例举してみよう(括弧内は施与の対象)。

(1) 馬援(昆弟故旧) 後漢書列伝一四—828 (2) 郭伋(宗親九族) 後漢書列伝二一—1093 (3) 廉范(宗族朋友) 後漢書列伝二一—1104 (4) 劉般(九族) 後漢書列伝二七—1306 (5) 朱暉(宗里故旧) 後漢書列伝三三—1459 (6) 程嵩(宗族邑里) 後漢書列伝四六—1826 (7) 張儉(邑里) 後漢書列伝五七—2211 (8) 蒋仲玉(九族鄉里) 後漢書列伝六六—2481

この八例から分かるように家産施与の対象は概ね宗族であり、後漢後期になるとつれて郷里への施与が見られるようになる。一方、注③にあげた後漢期の俸禄散施の対象も概ね宗族(3)(6)(7)(8)(10)(13)であり、家産施与とかわりない。後漢期の俸禄散施と家産施与とは、三国六朝期のそのように明確に分化していないのである。また、三国西晋期に三〇例近くの清の事例が集中

しているのを見れば、この時期に清的散施の成立を見てとるのが自然である。なお、後漢期の官僚による施与およびそれ以外の施与の実態と特質に関する考察として、東晋次「後漢官僚の施与について」(『愛媛大学教育学部紀要』第二部人文・社会科学第一一卷 一九七九年)がある。

⑧ 前掲注⑤拙稿四二頁参考。

⑨ 徐勉や房彥謙の言葉は、後漢の楊震のそれをふまえたものである。後漢書楊震列伝第四四に、

性公廉。不受私謁。子孫常蔬食步行。故旧長者。或欲令為開產業。震不肯。曰。使後世稱為清白吏子孫。以此遺之。不亦厚乎。

⑩ 前掲注②矢野著書二四三頁一一五三頁参考。

⑪ 矢野氏の見解に対して、貴族の権力基盤を郷里社会の争論に求め、彼らの皇帝権からの自律性を主張するのが川勝義雄氏(「貴族制社会の成立」)『岩波講座世界歴史』五 一九七〇年)・谷川道雄氏(『中国中世社会と共同体』第三部第一章「北朝貴族の生活倫理」一九七六年)である。

⑫ 劳心、劳力は、孟子滕文公章句上の“故曰。或劳心或劳力。劳心者治人。劳力者治於人。治於人者食人。治人者食於人。天下之通義也。”をふくむ孟子と農家者流との問答をふまえてい。精神労働と肉体労働との相違を明確に把握したのは孟子であるが、四民分業については、なお明確に認識していない。

⑬ 岡崎文夫『南北朝における社会経済制度』下編第二章「南朝に於ける士庶区別に就ての小研究」(一九三五年)。最近の力作としては、中村圭爾『士庶区別』小論—南朝貴族制への一視点—(『史学雑誌』八八篇二号 一九七九)がある。

⑭ 北魏では、商賈百工は雜姓、雜戶として、良民でありながら農民よりも身分的にも低いものとして位置づけられた(浜口重国『唐王朝の賤人制度』一九六六年 二九二頁—二九三頁)

⑮ 拙稿「中国における律令制と社会構成」II 農業構造(『世界史の新局面と歴史像の再検討』一九七六年度歴史学研究会大会報告書—)一九七六年)参考。

清——あるいは二—七世紀中国における一イデオロギー形態と国家

荀子王制篇第九、富国篇第一〇、王霸篇第一一等参照。なお、荀子の社会論については、郭沫若『十批判書』一九四五年（邦訳『中国古代の思想家たち』下巻一九頁—三八頁 一九五三年）参照。

⑯ 仁井田陞『唐令拾遺』（一九三三年）二九四頁（選舉令）、二四四頁（戸令）参照。

⑰ 皇帝と士大夫層を含む官僚との関係およびそのイデオロギー的紐帶については稿を改めて論じたい。

⑲ 多田狷介「黄巾の乱前史」（『東洋史研究』二六卷四号 一九六八年）、川勝義雄「漢末のレジスタンス運動」（『東洋史研究』二五卷四号 一九六七年）参照。

⑳ 前掲注⑭拙稿Ⅱ農業構造参照。

㉑ 大沢止昭「唐代後半期の農民諸階層と土地所有—小説史料を中心に—」（『東洋史研究』三六卷二号 一九七七年）

㉒ 加藤繁「唐宋時代の市」、「唐宋の草市に就いて」、「唐宋時代の草市及び其の発展」（『支那經濟史考証』上巻 一九五二年）

日野開三郎『統唐代邸店の研究』（一九七〇年）

㉓ 柳田節子「宋代國家權力と農村秩序—戸等制支配と客戸—」（『前近代アジアの法と社会』一九六七年 三四三頁）

㉔ 戸等制は、北朝以来行なわれたものであるが、兩税法施行後のそれとは歴史的意味を異にしている。この点をもふくめて、中国專制國家形態における国家編成——社会の政治的編成の変遷とその歴史的特質については、別に稿を予定している。

㉕ 前掲注⑭拙稿五一頁参照。

（昭和五十四年七月三十日受理）